

組合員牧場紹介情報運用管理要領

(目的)

第 1 条 当組合が組合員を対象としたインターネットによる「牧場紹介情報開示事業」(以下「牧場紹介事業」という)の運営にあたり、その利用者である組合員と組合との運用管理に関する事項を定める。

(適用)

第 2 条 この要領は、牧場紹介事業を利用する際の、当組合と組合員との間に生ずる一切の關係に適用されるものとする。

(改訂)

第 3 条 この要領は、インターネット、コンピュータネットワークの推移動向によって、組合員に承諾を得ることなく本要領を改訂することがあり改訂した場合は速やかに連絡する。

(申込・契約期間)

第 4 条 申込は、所定の「牧場紹介事業申込書」において開示契約期間 2 年間を単位とし料金 10,500 円(現金あるいは郵便振替)を添えて申込みのものとする。

(継続申込)

第 5 条 開示契約期間満了による継続申込については、その満了月の 3 ヶ月前までに料金 10,500 円(現金あるいは郵便振替)を添えて手続きを行うものとする。

(解約)

第 6 条 組合員から開示契約期間内での中途解約の申し出があった場合、即日対応するが、掲載料金の返金を行わない。

(情報開示資料)

第 7 条 ホームページ作成にあたり、原稿となる情報及び資料は、組合員が準備送付することとし、その情報資料の取得にかかる経費は組合員の負担とする。

情報資料とは次の通りとする。

写真

牧場風景・家族写真・牛の写真等、1 件申込に付き 10 枚までとする。

説明事項

上記 の写真に対する説明等とするが、牛の成績については、登録された成績とし、共進会成績は参考情報として記載する。

上記 ・ 以外の掲載にふさわしい写真等

(開 示)

第 8 条 作成したホームページは当組合のサーバーにより管理して開示する。
また、すでにホームページを開示している組合員は、そのアドレス(URL)を当組合に連絡することにより、リンク先として登載することができる。

(管 理)

第 9 条 申込により作成した開示情報は、開示月から 2 年を開示契約期間とし申込者の申し出により 2 年間で 4 回更新を行うことができる。

なお、更新とは現状の開示内容の一部でも変更することをさすものとし、期間内で 5 回以上の更新を申込む場合は、更新の都度、2,100 円(現金あるいは郵便振替)を添えて更新手続きを行うものとする。

第 10 条 管理上、組合員の氏名、名称、住所、メールアドレス等に変更があった場合は、速やかに組合に申出る事とする。

第 11 条 次の事由により情報開示を停止・中止・休止することがある。

1. 組合において、電気通信設備、回線の保守、工事作業等やむを得ない障害が発生したとき。
2. 当組合の指定する提携企業が電気通信サービスの提供中止により情報開示を行うことが困難になったとき。
3. 組合は、前項 1 号の規定により中止しようとするときは、事前にその旨を組合の定める方法で通知する。但し、緊急時またはやむを得ない場合及び前項 2 号においてはこの限りではない。
4. 天災、障害、不測の事故等により復旧が困難と判断された場合、廃止又は休止することができる。

第 12 条 組合は、天災、不慮の事故等によるネットワーク運営の停止についていかなる責も負わないものとする。

第 13 条 組合は、この情報開示内容によって組合員が被る損害について、損害賠償の責を負わないものとする。

付 則

この要領は、平成 17 年 7 月 29 日から施行する。